

選定療養費(初診時)ご請求のお知らせ

当院では平成 22 年4月 1 日(木)より初診の際、紹介状をお持ちでない患者様等には保険診療料に加え、初診に関わる「選定療養費」として 1,500円(税込)をご請求させていただきます。

予めご了承くださいませようお願いいたします。

◎ 『選定療養費』とは他の医療機関からの紹介状(診療情報提供書)なしに 200 床以上の病院を初診受診するときにご請求させていただく療養費です。

◎ 初診に関する「選定療養費」をご負担いただく必要のない方は以下の通りです。

- ・ 他医療機関からの紹介状(診療情報提供書)をお持ちの方
- ・ 休日・夜間等の時間外診療を緊急受診した方
- ・ 生活保護法の医療扶助の対象となっている方
- ・ 特定の疾患や障害等で、各種の公費負担を受給されている方
- ・ 重度心身障害者医療費受給資格証をお持ちの方
- ・ 今回の診療科は初めてだが、当院の別の診療科に継続通院されている方 等

◎ 初診とは

- ・ 当院を初めて受診される時
- ・ 以前に当院を受診され、傷病が治癒もしくは終了し、その後新たに発生した傷病のために受診をしたとき
- ・ 医学的所見より継続治療を必要とするが、自己の判断で治療を中止し1ヶ月以上経過した後に受診したとき 等

その他詳細につきましては裏面をご参照ください。

また、ご不明な点等がございましたら総合受付にお問い合わせください。

初診時の選定療養費 Q & A



初診時の選定療養費って何ですか？



『医療機関の役割機能分担を推進するために定めた制度』で、患者様が他の病院や診療所からの紹介状をお持ちにならないで、当院のような200床以上(当院は256床)の病院を受診された場合に健康保険の初診料とは別に徴収させていただく医療費です。当院ではこの制度に基づいて『選定療養費』をいただいております。



なぜ選定療養費を徴収するのですか？



『日常的な健康管理や健康相談は診療所にお願ひし、当院では主に専門的な検査や高度な手術などの入院治療や救急医療を行うという方針』のため他の医療機関からの紹介状をお持ちではない場合には、選定療養費として1,500円をご負担して頂きます。しかし、まだ病院と診療所の役割分担が十分とは言えません。予約診療も一部行っておりますが、初期の風邪症状など比較的軽症と思われる患者様もまだ多く、診察や検査の待ち時間も短縮できないのが現状です。



初診料はどのくらいの期間で算定されるのですか？



例えば、一定の期間が経過したら初診料を算定する、というようなことはありません。診療報酬点数の規定では「初診料は医師がその傷病について医学的に初診と判断した場合に算定する」ことになっています。「治療中の傷病が治癒(終了)したと判断した場合、又は、患者様が任意に治療を中止し、1月以上経過した後、再び同一の保健医療機関において診療を受ける場合には、その診療が以前と同一病名または同一症状によるものであっても、その際の診療は初診として取り扱う」この規定に準じて初診料を算定しております。



同時に2つの診療科を初めて受診する場合はどうなるのですか？



同時に2つ以上の傷病について診療を受け、どちらも初診の場合であっても選定療養費のお支払いは1回のみです。また、現在当院で継続治療中の傷病をお持ちで、新たに他の病気のために他科で初診診療があった場合もお支払いの必要はございません。